

大阪広域水道企業団水道事業給水条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 2 月 21 日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第 3 号

大阪広域水道企業団水道事業給水条例等の一部を改正する
条例

(大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給水区域) 第 3 条 水道事業の給水区域は、大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第 2 号）第 3 条第 2 項第 1 号イに定める表の第 1 欄に掲げる事業（<u>岸和田水道事業、八尾水道事業、富田林水道事業、柏原水道事業、高石水道事業、藤井寺水道事業、泉南水道事業、四條畷水道事業、大阪狭山水道事業、阪南水道事業、豊能地域水道事業、忠岡水道事業、熊取水道事業、田尻水道事業、岬水道事業、太子水道事業、河南水道事業及び千早赤阪水道事業をいう。</u>）ごとに第 2 欄に掲げる給水区域とする。 (料金及び使用料) 第26条 (略) 2 ～ 5 (略) (料金及び使用料の徴収)	(給水区域) 第 3 条 水道事業の給水区域は、大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第 2 号）第 3 条第 2 項第 1 号イに定める表の第 1 欄に掲げる事業（<u>藤井寺水道事業、泉南水道事業、四條畷水道事業、大阪狭山水道事業、阪南水道事業、豊能地域水道事業、忠岡水道事業、熊取水道事業、田尻水道事業、岬水道事業、太子水道事業、河南水道事業及び千早赤阪水道事業をいう。</u>）ごとに第 2 欄に掲げる給水区域とする。 (料金及び使用料) 第26条 (略) 2 ～ 5 (略) <u>6 私設消火栓を消防の演習のために使用したときの料金は、演習 1 回につき消火栓 1 個当たり 600 円で計算した額に 100 分の 110 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、演習 1 回につき使用時間は 5 分以内とする。</u> (料金及び使用料の徴収)

第33条 (略)

2 給水を中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときは、その都度、料金を徴収する。

3・4 (略)

別表第1 (第26条関係)

1 岸和田水道事業

(1) 一般用

メーターの 口径	基本料金 (1月につ き)	従量料金 (1月につき)	
		水量	金額 (1立 方メートル につき)
20ミリメー トル以下	714円	5立方メートルまで	28円
25ミリメー トル	1,263円	6立方メートル以上8立方 メートルまで	55円
30ミリメー トル	2,166円	9立方メートル以上10立方 メートルまで	140円
40ミリメー トル	4,515円	11立方メートル以上20立方 メートルまで	158円
50ミリメー トル	7,885円	21立方メートル以上30立方 メートルまで	185円
75ミリメー トル	23,055円	31立方メートル以上50立方 メートルまで	223円
100ミリメー トル	47,820円	51立方メートル以上100立方 メートルまで	252円
150ミリメー トル	128,526円	101立方メートル以上500立 方メートルまで	266円
200ミリメー トル	263,481円	501立方メートル以上	291円

(2) 湯屋用

基本料金 (1月につき)		超過料金 (1月につき)	
水量	金額	水量	金額 (1立方メ ートルにつき)
300立方メー トルまで	21,420円	301立方メートル 以上	124円

(3) 船舶用

水量	金額
1立方メートルにつき	509円

(4) 臨時用

水量	金額
1立方メートルにつき	509円

備考 上記(1)から(4)の表により算出した料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第33条 (略)

2 給水を中止し、若しくは停止し、給水装置を廃止し、又は私設消火栓を使用したときは、その都度、料金を徴収する。

3・4 (略)

別表第1 (第26条関係)

2 八尾水道事業

(1) 基本料金

メーターの口径	金額（1月につき）
25ミリメートル以下	600円
40ミリメートル	3,000円
50ミリメートル	5,000円
75ミリメートル	10,000円
100ミリメートル	15,000円
125ミリメートル	18,000円
150ミリメートル	34,000円
200ミリメートル以上	47,000円

(2) 従量料金

用途	メーターの口径	水量	金額（水量1立方メートル当たり1月につき）
一般用	25ミリメートル以下	1立方メートル以上10立方メートルまで	34円
	40ミリメートル以上		118円
	二	11立方メートル以上20立方メートルまで	158円
		21立方メートル以上30立方メートルまで	225円
		31立方メートル以上50立方メートルまで	273円
		51立方メートル以上100立方メートルまで	290円
		101立方メートル以上300立方メートルまで	300円
		301立方メートル以上600立方メートルまで	300円
		601立方メートル以上1,000立方メートルまで	305円
		1,001立方メートル以上	305円
浴場用	二	1立方メートル以上300立方メートルまで	53円
		301立方メートル以上600立方メートルまで	65円
		601立方メートル以上1,000立方メートルまで	105円
		1,001立方メートル以上	135円
臨時用	二	1立方メートル以上	470円

3 富田林水道事業

用途	メーターの口径	基本料金（1月につき）		超過料金（1月につき）	
		水量	金額	水量	金額（1立方メートルにつき）
一般用	40ミリメートル未満	8立方メートルまで	724円	9立方メートル以上20立方メートルまで	153円

				21立方メートル以上30立方メートルまで	188円
				31立方メートル以上40立方メートルまで	227円
				41立方メートル以上50立方メートルまで	255円
				51立方メートル以上100立方メートルまで	271円
				101立方メートル以上	276円
	40ミリメートル以上	30立方メートルまで	口径 40ミリメートル 7,474円 50ミリメートル 8,701円 75ミリメートル 9,259円 100ミリメートル 9,816円 150ミリメートル 以上 12,605円	31立方メートル以上40立方メートルまで 41立方メートル以上50立方メートルまで 51立方メートル以上100立方メートルまで 101立方メートル以上	239円 266円 281円 287円
浴場用	二	100立方メートルまで	6,693円	101立方メートル以上	55円
共用	二	8立方メートルまで	446円	9立方メートル以上	66円
臨時用	二	二	二	1立方メートル以上	780円

4 柏原水道事業

用途	基本料金（1月につき）		超過料金（1月につき）	
	水量	金額	水量	金額（1立方メートルにつき）
一般用	5立方メートルまで	640円	6立方メートル以上	59円
			10立方メートルまで	
			11立方メートル以上	150円
			20立方メートルまで	
			21立方メートル以上	192円
			30立方メートルまで	
			31立方メートル以上	221円
			40立方メートルまで	

			41立方メートル以上 50立方メートルまで	246円
			51立方メートル以上 100立方メートルまで	267円
			101立方メートル以上	282円
プール 用	100立方 メートル まで	7,800円	101立方メートル以上	95円
湯屋用	100立方 メートル まで	6,300円	101立方メートル以上	75円
臨時工 事用	10立方メ ートルま で	5,000円	11立方メートル以上	505円

5 高石水道事業

用途	基本料金（1月につき）		超過料金（1月につき）	
	水量	金額	水量	金額（1立方メートルにつき）
一般用	0立方メートル	455円	1立方メートル以上	39円
			8立方メートルまで	
			9立方メートル以上	145円
			20立方メートルまで	
			21立方メートル以上	185円
			30立方メートルまで	
			31立方メートル以上	225円
			50立方メートルまで	
			51立方メートル以上	275円
官公署 学校用	20立方メートルまで	3,800円	100立方メートルまで	
			101立方メートル以上	310円
			500立方メートルまで	
			501立方メートル以上	350円
			21立方メートル以上	270円
			100立方メートル以上	
			101立方メートル以上	310円
			500立方メートル以上	
			501立方メートル以上	350円
病院用	20立方メートルまで	3,340円	21立方メートル以上	230円
			100立方メートルまで	
			101立方メートル以上	270円
			500立方メートルまで	
			501立方メートル以上	310円
公衆浴場用	150立方メートルまで	12,100円	151立方メートル以上	115円
工場用	20立方メートルまで	4,900円	21立方メートル以上	290円
			50立方メートルまで	
			51立方メートル以上	350円
			100立方メートルまで	
臨時用	水量1立方メートルにつき	400円	101立方メートル以上	390円

6 ～ 18 （略）

1 ～ 13 （略）

別表第 2 （第26条関係）

1 高石水道事業

メーターの口径	金額（1個1月につき）
13ミリメートル	円 80
20ミリメートル	140
25ミリメートル	200
40ミリメートル	600
50ミリメートル	2,000
75ミリメートル	2,400
100ミリメートル	4,000
150ミリメートル	10,000
200ミリメートル以上	企業長が定める額

2 ～ 6 （略）

別表第 3 （第36条関係）

1 岸和田水道事業

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	円 85,000	増径後のメーターの口径に対応する左記
20ミリメートル	170,000	の額から増径前のメ
25ミリメートル	310,000	ーターの口径に対応
30ミリメートル	480,000	する左記の額を差し
40ミリメートル	910,000	引いた額
50ミリメートル	1,570,000	
75ミリメートル	4,300,000	
100ミリメートル	8,600,000	
150ミリメートル	23,800,000	
200ミリメートル以上	企業長が定める額	

2 八尾水道事業

メーターの口径	金額	
	新設	増径
20ミリメートル以下	円 130,000	増径後のメーターの口径に対応する左記
25ミリメートル	300,000	の額から増径前のメ
40ミリメートル	930,000	ーターの口径に対応
50ミリメートル	1,600,000	する左記の額を差し
75ミリメートル	4,300,000	引いた額
100ミリメートル	8,800,000	
150ミリメートル	24,400,000	
200ミリメートル以上	企業長が定める額	

3 富田林水道事業

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	円 135,000	増径後のメーターの口径に対応する左記
20ミリメートル	174,000	の額から増径前のメ

別表第 2 （第26条関係）

1 ～ 5 （略）

別表第 3 （第36条関係）

25ミリメートル	349,000	ーターの口径に対応 する左記の額を差し 引いた額
40ミリメートル	1,261,000	
50ミリメートル	2,522,000	
75ミリメートル	5,044,000	
100ミリメートル	10,088,000	
150ミリメートル	25,220,000	
200ミリメートル以上	企業長が定める額	

4 柏原水道事業

メーターの口径	金額	
	新設	増径
20ミリメートル以下	円 120,000	増径後のメーターの 口径に対応する左記 の額から増径前のメ ーターの口径に対応 する左記の額を差し 引いた額
25ミリメートル	240,000	
40ミリメートル	840,000	
50ミリメートル	1,440,000	
75ミリメートル	3,960,000	
100ミリメートル	8,160,000	
150ミリメートル以上	企業長が定める額	

5 高石水道事業

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	円 66,666	増径後のメーターの 口径に対応する左記 の額から増径前のメ ーターの口径に対応 する左記の額を差し 引いた額
20ミリメートル	104,761	
25ミリメートル	171,428	
40ミリメートル	609,523	
50ミリメートル	952,380	
75ミリメートル	2,380,952	
100ミリメートル	4,285,714	
150ミリメートル	9,523,809	
200ミリメートル以上	企業長が定める額	

6 ～ 18 (略)

1 ～ 13 (略)

別表第4 (第43条関係)

別表第4 (第43条関係)

1 岸和田水道事業

(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料	1件	10,000円
(2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料	1件	10,000円
(3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料	1件	2,000円
(4) 設計審査手数料		
メーターの口径 20ミリメートル以下	1件	1,300円
同 25ミリメートル以上50ミリメートル以下	1件	3,900円
同 75ミリメートル以上	1件	13,000円
(5) 工事検査手数料		
メーターの口径 20ミリメートル以下	1件	1,300円
同 25ミリメートル以上50ミリメートル以下	1件	3,900円
同 75ミリメートル以上	1件	13,000円
(6) 証明手数料	1件	300円

2 八尾水道事業

(1)	指定給水装置工事事業者指定手数料	1件	10,000円
(2)	指定給水装置工事事業者指定更新手数料	1件	10,000円
(3)	指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料	1件	2,000円
(4)	設計審査手数料		
	給水管の口径	25ミリメートル以下	1件 3,000円
	同	30ミリメートル以上50ミリメートル以下	1件 5,100円
	同	75ミリメートル以上	1件 9,400円
(5)	工事検査手数料		
	給水管の口径	25ミリメートル以下	1件 4,800円
	同	30ミリメートル以上50ミリメートル以下	1件 6,900円
	同	75ミリメートル以上	1件 11,100円
(6)	証明手数料	1件	300円

3 富田林水道事業

(1)	指定給水装置工事事業者指定手数料	1件	10,000円
(2)	指定給水装置工事事業者指定更新手数料	1件	10,000円
(3)	指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料	1件	2,000円
(4)	設計審査手数料		
	給水管最大口径	40ミリメートル未満	1件 700円
	同	40ミリメートル以上	1件 1,500円
	ただし、工事のうち、宅地引込、臨時、増設及び撤去に伴う手数料は、上記の2分の1の額とする。		
(5)	工事検査手数料		
	給水管最大口径	40ミリメートル未満	1件 3,000円
	同	40ミリメートル以上	1件 6,000円
	ただし、工事のうち、宅地引込、臨時、増設及び撤去に伴う手数料は、上記の2分の1の額とする。		
(6)	証明手数料	1件	300円

4 柏原水道事業

(1)	指定給水装置工事事業者指定手数料	1件	10,000円
(2)	指定給水装置工事事業者指定更新手数料	1件	10,000円
(3)	指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料	1件	2,000円
(4)	設計審査手数料		
	道路部分及び敷地内部の給水装置工事を一括して施行するとき。 1件 10,000円		
	道路部分の給水装置工事を施行するとき。 1件 7,000円		
	敷地内部の給水装置工事を施行するとき（企業長が特別の理由があると認めるときは、金額を2分の1まで減じることができる。）。		
		1件	3,000円
(5)	工事検査手数料	1件	3,000円
(6)	証明手数料	1件	300円

5 高石水道事業

(1)	指定給水装置工事事業者指定手数料	1件	10,000円
(2)	指定給水装置工事事業者指定更新手数料	1件	10,000円
(3)	指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料	1件	2,000円
(4)	設計審査手数料		
	新設・増設工事		
	口径	13ミリメートル	1件 1,500円
	同	20ミリメートル	1件 3,000円
	同	25ミリメートル	1件 5,000円
	同	40ミリメートル	1件 10,000円
	同	50ミリメートル以上	1件 15,000円
	改造工事	1件	3,000円
	撤去工事	1件	1,000円

(5) 工事検査手数料 新設・増設工事 口径 13ミリメートル 1件 2,000円 同 20ミリメートル 1件 5,000円 同 25ミリメートル 1件 7,000円 同 40ミリメートル 1件 13,000円 同 50ミリメートル以上 1件 18,000円 改造工事 1件 4,000円 撤去工事 1件 1,000円 (6) 証明手数料 1件 300円		
6 ～ 18 (略)		1 ～ 13 (略)

第 2 条 大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第 1 (第26条関係)						別表第 1 (第26条関係)					
3 富田林水道事業						3 富田林水道事業					
用途	メーターの口径	基本料金 (1月につき)		超過料金 (1月につき)		用途	メーターの口径	基本料金 (1月につき)		超過料金 (1月につき)	
		水量	金額	水量	金額 (1立方メートルにつき)			水量	金額	水量	金額 (1立方メートルにつき)
一般用	40ミリメートル未満	8立方メートルまで	796円	9立方メートル以上20立方メートルまで	168円	一般用	40ミリメートル未満	8立方メートルまで	724円	9立方メートル以上20立方メートルまで	153円
				21立方メートル以上30立方メートルまで	207円					21立方メートル以上30立方メートルまで	188円
				31立方メートル以上40立方メートルまで	250円					31立方メートル以上40立方メートルまで	227円
				41立方メートル以上50立方メートルまで	281円					41立方メートル以上50立方メートルまで	255円
				51立方メートル以上100立方メートルまで	298円					51立方メートル以上100立方メートルまで	271円
				101立方メートル以上	304円					101立方メートル以上	276円
	40ミリメートル以上	30立方メートルまで	口径 40ミリメートル 8,221円 50ミリメートル 9,571円 75ミリメートル 10,185円	31立方メートル以上40立方メートルまで	263円		40ミリメートル以上	30立方メートルまで	口径 40ミリメートル 7,474円 50ミリメートル 8,701円 75ミリメートル 9,259円	31立方メートル以上40立方メートルまで	239円
				41立方メートル以上50立方メートル	293円					41立方メートル以上50立方メートル	266円

			100ミリメートル <u>10,798円</u> 150ミリメートル 以上 <u>13,866円</u>	ルまで 51立方メー トル以上100 立方メート ルまで 101立方メー トル以上	<u>309円</u> <u>316円</u>
浴場用	—	100立方メ ートルま で	<u>7,362円</u>	101立方メー トル以上	<u>60円</u>
共用	—	8立方メ ートルま で	<u>490円</u>	9立方メー トル以上	<u>72円</u>
臨時用	—	—	—	1立方メー トル以上	<u>858円</u>

			100ミリメートル <u>9,816円</u> 150ミリメートル 以上 <u>12,605円</u>	ルまで 51立方メー トル以上100 立方メート ルまで 101立方メー トル以上	<u>281円</u> <u>287円</u>
浴場用	—	100立方メ ートルま で	<u>6,693円</u>	101立方メー トル以上	<u>55円</u>
共用	—	8立方メ ートルま で	<u>446円</u>	9立方メー トル以上	<u>66円</u>
臨時用	—	—	—	1立方メー トル以上	<u>780円</u>

第3条 大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第4（第43条関係） 1 岸和田水道事業 (1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件 10,000円 (2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件 10,000円 (3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料 1件 2,000円 (4) 設計審査手数料 給水管の口径 20ミリメートル以下 1件 1,800円 同 25ミリメートル 1件 3,000円 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 4,300円 同 75ミリメートル以上 1件 9,400円 (5) 工事検査手数料 給水管の口径 20ミリメートル以下 1件 2,400円 同 25ミリメートル 1件 4,200円 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 4,900円 同 75ミリメートル以上 1件 11,100円 (6) 証明手数料 1件 300円 2 富田林水道事業 (1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件 10,000円 (2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件 10,000円 (3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料 1件 2,000円 (4) 設計審査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 1,400円 同 30ミリメートル 1件 2,100円 同 40ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 2,700円 同 75ミリメートル以上 1件 4,100円 (5) 工事検査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 3,600円	別表第4（第43条関係）

同 30ミリメートル 1件 4,300円 同 40ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 6,300円 同 75ミリメートル以上 1件 7,700円 (6) 証明手数料 1件 300円	
3 柏原水道事業	
(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件 10,000円 (2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件 10,000円 (3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料 1件 2,000円 (4) 設計審査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 3,000円 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 5,100円 同 75ミリメートル以上 1件 9,400円 (5) 工事検査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 3,600円 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 4,300円 同 75ミリメートル以上 1件 5,700円 (6) 証明手数料 1件 300円	
4 高石水道事業	
(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件 10,000円 (2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件 10,000円 (3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料 1件 2,000円 (4) 設計審査手数料 給水管の口径 13ミリメートル 1件 2,000円 同 20ミリメートル以上25ミリメートル以下 1件 3,000円 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 5,100円 同 75ミリメートル以上 1件 9,400円 (5) 工事検査手数料 給水管の口径 13ミリメートル 1件 2,900円 同 20ミリメートル以上25ミリメートル以下 1件 4,800円 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 6,900円 同 75ミリメートル以上 1件 11,100円 (6) 証明手数料 1件 300円	
5 前各項に掲げる水道事業以外の水道事業 (略)	(略)

第4条 大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第4（第43条関係） 1 岸和田水道事業	別表第4（第43条関係） 1 岸和田水道事業
(1)～(3) (略) (4) 設計審査手数料 給水管の口径 20ミリメートル以下 1件 <u>2,400円</u> (略) 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>4,700円</u> (略)	(1)～(3) (略) (4) 設計審査手数料 給水管の口径 20ミリメートル以下 1件 <u>1,800円</u> (略) 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>4,300円</u> (略)

(5) 工事検査手数料 給水管の口径 20ミリメートル以下 1件 <u>3,600円</u> 同 25ミリメートル 1件 <u>4,500円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>5,900円</u> (略) (6) (略)	(5) 工事検査手数料 給水管の口径 20ミリメートル以下 1件 <u>2,400円</u> 同 25ミリメートル 1件 <u>4,200円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>4,900円</u> (略) (6) (略)
2 富田林水道事業	2 富田林水道事業
(1)～(3) (略) (4) 設計審査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>2,200円</u> 同 30ミリメートル 1件 <u>3,600円</u> 同 40ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>3,900円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>6,700円</u> (5) 工事検査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>4,200円</u> 同 30ミリメートル 1件 <u>5,600円</u> 同 40ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>6,600円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>9,400円</u> (6) (略)	(1)～(3) (略) (4) 設計審査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>1,400円</u> 同 30ミリメートル 1件 <u>2,100円</u> 同 40ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>2,700円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>4,100円</u> (5) 工事検査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>3,600円</u> 同 30ミリメートル 1件 <u>4,300円</u> 同 40ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>6,300円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>7,700円</u> (6) (略)
3 柏原水道事業	3 柏原水道事業
(1)～(4) (略) (5) 工事検査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>4,200円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>5,600円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>8,400円</u> (6) (略)	(1)～(4) (略) (5) 工事検査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>3,600円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>4,300円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>5,700円</u> (6) (略)
4 高石水道事業	4 高石水道事業
(1)～(3) (略) (4) 設計審査手数料 給水管の口径 13ミリメートル 1件 <u>2,500円</u> (略) (5) 工事検査手数料 給水管の口径 13ミリメートル 1件 <u>3,800円</u> (略) (6) (略)	(1)～(3) (略) (4) 設計審査手数料 給水管の口径 13ミリメートル 1件 <u>2,000円</u> (略) (5) 工事検査手数料 給水管の口径 13ミリメートル 1件 <u>2,900円</u> (略) (6) (略)
5 (略)	5 (略)

第5条 大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第43条関係）

(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件 10,000円 (2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件 10,000円 (3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料 1件 2,000円 (4) 設計審査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 3,000円 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 5,100円 同 75ミリメートル以上 1件 9,400円
--

- (5) 工事検査手数料
 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 4,800円
 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 6,900円
 同 75ミリメートル以上 1件 11,100円
- (6) 証明手数料 1件 300円

(大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例(令和6年大阪広域水道企業団条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中大阪広域水道企業団水道事業給水条例別表第4の改正規定について、次の表のように改正する。

改正後	改正前
別表第4 (第43条関係)	別表第4 (第43条関係)
1～5 (略)	1～5 (略)
6 藤井寺水道事業	6 藤井寺水道事業
(1)～(3) (略) (4) 設計審査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>2,500円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>3,900円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>7,400円</u> (5) 工事検査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>4,300円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>5,700円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>9,300円</u> (6) (略)	(1)～(3) (略) (4) 設計審査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>2,100円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>2,800円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>5,400円</u> (5) 工事検査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>3,800円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>4,500円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>7,600円</u> (6) (略)
7 泉南水道事業	7 泉南水道事業
(1)～(3) (略) (4) 設計審査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>2,600円</u> 同 30ミリメートル 1件 <u>4,000円</u> 同 40ミリメートル 1件 <u>4,700円</u> (略) 同 75ミリメートル 1件 <u>8,600円</u> (略) (5) 工事検査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>4,500円</u> 同 30ミリメートル 1件 <u>5,900円</u> (略) (6) (略)	(1)～(3) (略) (4) 設計審査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>2,300円</u> 同 30ミリメートル 1件 <u>3,000円</u> 同 40ミリメートル 1件 <u>4,300円</u> (略) 同 75ミリメートル 1件 <u>7,800円</u> (略) (5) 工事検査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>4,200円</u> 同 30ミリメートル 1件 <u>4,900円</u> (略) (6) (略)
8 四條畷水道事業	8 四條畷水道事業
(1)～(3) (略) (4) 設計審査手数料 給水管の口径 20ミリメートル以下 1件 <u>2,300円</u> 同 25ミリメートル 1件 <u>2,600円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>4,000円</u>	(1)～(3) (略) (4) 設計審査手数料 給水管の口径 20ミリメートル以下 1件 <u>1,600円</u> 同 25ミリメートル 1件 <u>2,300円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>3,000円</u>

同 75ミリメートル以上 1件 <u>6,900円</u>
(5) 工事検査手数料
給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>3,700円</u>
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>5,100円</u>
同 75ミリメートル以上 1件 <u>7,900円</u>
(6) (略)

9 大阪狭山水道事業

(1)～(3) (略)
(4) 設計審査手数料
給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>2,500円</u>
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>3,900円</u>
同 75ミリメートル以上 1件 <u>7,300円</u>
(5) 工事検査手数料
給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>4,200円</u>
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>5,600円</u>
同 75ミリメートル以上 1件 <u>9,500円</u>
(6) (略)

10 阪南水道事業

(1)～(3) (略)
(4) 設計審査手数料
給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>2,500円</u>
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>3,900円</u>
同 75ミリメートル以上 1件 <u>6,700円</u>
(5) 工事検査手数料
給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>3,700円</u>
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>5,100円</u>
同 75ミリメートル以上 1件 <u>7,900円</u>
(6) (略)

11 豊能地域水道事業

(1)～(4) (略)
(5) 工事検査手数料
給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>4,500円</u>
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>5,900円</u>
同 75ミリメートル以上 1件 <u>8,700円</u>
(6) (略)

12 (略)

13 熊取水道事業

(1)～(3) (略)
(4) 設計審査手数料
給水管の口径 20ミリメートル以下 1件 <u>2,200円</u>
同 25ミリメートル 1件 <u>2,300円</u>
同 30ミリメートル 1件 <u>3,900円</u>
同 40ミリメートル 1件 <u>4,000円</u>
同 50ミリメートル 1件 <u>4,400円</u>
同 75ミリメートル 1件 <u>8,000円</u>
同 100ミリメートル 1件 <u>8,400円</u>
(略)
(5) 工事検査手数料
給水管の口径 20ミリメートル以下 1件 <u>3,600円</u>
同 25ミリメートル 1件 <u>3,700円</u>

同 75ミリメートル以上 1件 <u>4,400円</u>
(5) 工事検査手数料
給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>2,600円</u>
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>3,300円</u>
同 75ミリメートル以上 1件 <u>4,700円</u>
(6) (略)

9 大阪狭山水道事業

(1)～(3) (略)
(4) 設計審査手数料
給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>2,000円</u>
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>2,700円</u>
同 75ミリメートル以上 1件 <u>5,200円</u>
(5) 工事検査手数料
給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>3,700円</u>
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>4,400円</u>
同 75ミリメートル以上 1件 <u>7,900円</u>
(6) (略)

10 阪南水道事業

(1)～(3) (略)
(4) 設計審査手数料
給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>2,000円</u>
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>2,700円</u>
同 75ミリメートル以上 1件 <u>4,100円</u>
(5) 工事検査手数料
給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>2,600円</u>
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>3,300円</u>
同 75ミリメートル以上 1件 <u>4,700円</u>
(6) (略)

11 豊能地域水道事業

(1)～(4) (略)
(5) 工事検査手数料
給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>4,200円</u>
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>4,900円</u>
同 75ミリメートル以上 1件 <u>6,300円</u>
(6) (略)

12 (略)

13 熊取水道事業

(1)～(3) (略)
(4) 設計審査手数料
給水管の口径 20ミリメートル以下 1件 <u>1,500円</u>
同 25ミリメートル 1件 <u>1,700円</u>
同 30ミリメートル 1件 <u>2,800円</u>
同 40ミリメートル 1件 <u>3,000円</u>
同 50ミリメートル 1件 <u>3,800円</u>
同 75ミリメートル 1件 <u>6,700円</u>
同 100ミリメートル 1件 <u>7,400円</u>
(略)
(5) 工事検査手数料
給水管の口径 20ミリメートル以下 1件 <u>2,400円</u>
同 25ミリメートル 1件 <u>2,700円</u>

同 30ミリメートル 1件 <u>5,400円</u> 同 40ミリメートル 1件 <u>5,600円</u> 同 50ミリメートル 1件 <u>6,100円</u> 同 75ミリメートル 1件 <u>10,100円</u> 同 100ミリメートル 1件 <u>10,600円</u> (略) (6) (略)	同 30ミリメートル 1件 <u>3,900円</u> 同 40ミリメートル 1件 <u>4,300円</u> 同 50ミリメートル 1件 <u>5,400円</u> 同 75ミリメートル 1件 <u>9,100円</u> 同 100ミリメートル 1件 <u>10,100円</u> (略) (6) (略)
14 田尻水道事業	14 田尻水道事業
(1)～(3) (略) (4) 設計審査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>2,100円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>3,500円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>6,400円</u> (5) 工事検査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>3,400円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>4,800円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>7,600円</u> (6) (略)	(1)～(3) (略) (4) 設計審査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>1,200円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>1,900円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>3,400円</u> (5) 工事検査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>2,000円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>2,700円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>4,100円</u> (6) (略)
15 岬水道事業	15 岬水道事業
(1)～(3) (略) (4) 設計審査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>2,300円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>3,700円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>6,600円</u> (5) 工事検査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>3,500円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>4,900円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>7,700円</u> (6) (略)	(1)～(3) (略) (4) 設計審査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>1,700円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>2,400円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>3,800円</u> (5) 工事検査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>2,300円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>3,000円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>4,400円</u> (6) (略)
16 太子水道事業	16 太子水道事業
(1)～(3) (略) (4) 設計審査手数料 (略) 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>4,400円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>7,200円</u> (5) 工事検査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>4,200円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>5,600円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>8,400円</u> (6) (略)	(1)～(3) (略) (4) 設計審査手数料 (略) 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>3,700円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>5,100円</u> (5) 工事検査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>3,600円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>4,300円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>5,700円</u> (6) (略)
17 河南水道事業	17 河南水道事業
(1)～(3) (略) (4) 設計審査手数料 (略) 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>4,700円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>7,600円</u> (5) 工事検査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>4,200円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>5,600円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>8,400円</u> (6) (略)	(1)～(3) (略) (4) 設計審査手数料 (略) 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>4,300円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>5,800円</u> (5) 工事検査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>3,600円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>4,300円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>5,700円</u> (6) (略)

18 千早赤阪水道事業	18 千早赤阪水道事業
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 設計審査手数料	(4) 設計審査手数料
給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>2,100円</u>	給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>1,300円</u>
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>3,500円</u>	同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>2,000円</u>
同 75ミリメートル以上 1件 <u>6,400円</u>	同 75ミリメートル以上 1件 <u>3,400円</u>
(5) 工事検査手数料	(5) 工事検査手数料
給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>3,300円</u>	給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>1,900円</u>
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>4,700円</u>	同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>2,600円</u>
同 75ミリメートル以上 1件 <u>7,500円</u>	同 75ミリメートル以上 1件 <u>4,000円</u>
(6) (略)	(6) (略)

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和7年10月1日、第3条の規定は令和8年10月1日、第4条の規定は令和9年10月1日、第5条の規定は令和10年10月1日から施行する。

(岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市との水道事業の統合に伴う経過措置)

- この条例の施行の日前に、廃止前の岸和田市上水道事業給水条例（平成9年岸和田市条例第31号）、廃止前の八尾市水道事業給水条例（昭和33年八尾市条例第187号）、廃止前の富田林市水道事業給水条例（昭和36年富田林市条例第11号）、廃止前の富田林市水道事業分担金徴収条例（昭和45年富田林市条例第24号）、廃止前の柏原市水道事業給水条例（平成9年柏原市条例第23号）又は廃止前の高石市水道事業条例（昭和33年高石市条例第8号）（以下これらを「廃止前の市の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。

- この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお廃止前の市の条例の例による。

(富田林水道事業における料金等に関する経過措置)

- 第2条の規定による改正後の大阪広域水道企業団水道事業給水条例別表第1の規定は、富田林水道事業において、第2条の規定の施行の日（次項において「施行日」という。）以後の使用水量に係る料金を算定する場合に適用し、同日前の使用水量に係る料金を算定する場合にあっては、なお従前の例による。
- 前項の場合において、施行日以後に徴収する料金のうち、その算定の基礎となる使用水量の算定期間が施行日前にまたがるものについては、使用水量を各日均等に使用したものとみなして、日割りにより算定する。

(手数料に関する経過措置)

- 6 第3条から第5条までの規定による改正後の大阪広域水道企業団水道事業給水条例別表第4の各規定は、それぞれ第3条から第5条までの規定の各施行の日以後に申込みがなされた給水装置工事に係る設計審査及び工事検査の手数料に適用する。